

ID: 5096

担当部署: 建設水道課

処分の概要	景観協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	景観法 第84条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】</p> <p>法第84条及び同条第2項において準用する第83条第1項の規定による。 (景観協定の変更)</p> <p>第84条 景観協定区域内における土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。) は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をも ってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。 (景観協定の認可)</p> <p>第83条 景観行政団体の長は、第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号 のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第81条第2項各号に掲げる事項(当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める 場合にあつては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令・ 農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、平成30年4月1日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日